

日本DPO協会第2回個人情報保護セミナー
「米国のプライバシー保護法制の概要
と最近の動向」

2022年9月7日（水） 15:00～16:00

あいさつ「米国におけるプライバシー保護」

一般社団法人日本DPO協会代表理事

堀部 政男

（一橋大学名誉教授・元個人情報保護委員会委員長）

個人情報保護セミナーについて

- 2020年・2021年改正個人情報保護法—2022年4月1日施行(地方関係は2023年4月1日)
- これまでは、①例会では主として改正個人情報保護法、②専門研究部会セミナーでは主として顧問の先生方の専門領域の問題を取り上げてきた。
- これからは、①と②を統合して個人情報保護セミナーとし、個人情報保護の問題を多面的に取り上げる予定である。
- 要望・意見等をお寄せください。

第2回個人情報保護セミナー

「米国のプライバシー保護法制の概要と最近の動向」

- 講師: 松前 恵環先生
- 駒澤大学 グローバル・メディア・スタディーズ学部 専任講師
- 東京大学大学院情報学環 客員研究員

コモン・ローとシビル・ロー①

- 日本法の観点から議論するとき、コモン・ローとシビル・ローという概念が登場する。
- コモン・ロー(common law)は、英米法(Anglo-American law)といわれることがあるように、グレート・ブリテン/北アイルランド連合王国(United Kingdom of Great Britain and Northern Ireland)の法(Great Britain 中のスコットランド(Scotland)の法を除く)及び合衆国(United States)の法(ルイジアナ(Louisiana)州の法を除く)並びにこれらの国の関係の深い国の法(例えば、オーストラリア(Australia)やニュージーランド(New Zealand)の法)
- シビル・ロー(Civil Law)は、大陸法(Continental Law)といわれることがあるように、ドイツ(Germany)やフランス(France)に代表される法

コモン・ローとシビル・ロー②

- コモン・ローの特徴は、判例法主義
- シビル・ローの特徴は、成文法主義、法典主義
- 日本は、明治時代にシビル・ローを継受して、法の近代化を図った。ところが、第二次世界大戦後、アメリカの占領下であり、コモン・ローの影響を強く受けるようになった。
- EUは、シビル・ロー的発想が強く、データ保護にもあらわれている。GDPR(一般データ保護規則)は、その典型的な例であるといえる。
- 日本人にとっては、GDPRは、親和性がある。

米国のプライバシー保護①

- 米国では、英語のprivacyを権利として提唱したのは、1890年の Samuel D. Warren & Louis D. Brandeis, *The Right to Privacy*, 4 HARV. L. REV. 193 (1890)であった。
- その後、各州の裁判所が、個々の具体的事件において、プライバシー(権)の侵害を認める判決を出すようになり(認めない判決もある)、判例を中心にプライバシー保護が図られてきた。
- 立法化の場合も、個別の問題を解決する発想が強い。
- そのため、EUのような体系的・包括的プライバシー保護法は、必要性が説かれながらも、なかなか制定されるに至らなかった。
- そのような状況の中で、米国連邦議会で、2022年6月3日、下院と上院のリーダーが包括的なデータプライバシー法案の超党派の議論草案を発表し、注目されている。

Warren and Brandeis, *The Right to Privacy*, 4 HARV. L. REV. 193 (1890)

HARVARD LAW REVIEW.

VOL. IV. DECEMBER 15, 1890. NO. 5.

THE RIGHT TO PRIVACY.

"It could be done only on principles of private justice, moral fitness, and public convenience, which, when applied to a new subject, make common law without a precedent; much more when received and approved by usage."

WILLES, J., in *Millar v. Taylor*, 4 Burr. 2303, 2312.

THAT the individual shall have full protection in person and in property is a principle as old as the common law; but it has been found necessary from time to time to define anew the exact nature and extent of such protection. Political, social, and economic changes entail the recognition of new rights, and the common law, in its eternal youth, grows to meet the demands of society. Thus, in very early times, the law gave a remedy only for physical interference with life and property, for trespasses *vi et armis*. Then the "right to life" served only to protect the subject from battery in its various forms; liberty meant freedom from actual restraint; and the right to property secured to the individual his lands and his cattle. Later, there came a recognition of man's spiritual nature, of his feelings and his intellect. Gradually the scope of these legal rights broadened; and now the right to life has come to mean the right to enjoy life,—the right to be let alone; the right to liberty secures the exercise of extensive civil privileges; and the term "property" has grown to comprise every form of possession—intangible, as well as tangible.

Thus, with the recognition of the legal value of sensations, the protection against actual bodily injury was extended to prohibit mere attempts to do such injury; that is, the putting another in

Warren and Brandeis, *The Right to Privacy*, 4 HARV. L. REV. 193, at 220 (1890)

220

HARVARD LAW REVIEW.

the rights of the individual. Each man is responsible for his own acts and omissions only. If he condones what he reprobates, with a weapon at hand equal to his defence, he is responsible for the results. If he resists, public opinion will rally to his support. Has he then such a weapon? It is believed that the common law provides him with one, forged in the slow fire of the centuries, and to-day fitly tempered to his hand. The common law has always recognized a man's house as his castle, impregnable, often, even to its own officers engaged in the execution of its commands. Shall the courts thus close the front entrance to constituted authority, and open wide the back door to idle or prurient curiosity?

*Samuel D. Warren,
Louis D. Brandeis.*

BOSTON, December, 1890.

Louis D. Brandeis(1856-1941)

from Brandeis NOW Saturday, February 28, 2015



Louis Brandeis at his desk



Louis Brandeis looks out his office window, circa 1890

By Leah Burrows July 24, 2013

米国のプライバシー保護②

- 連邦と州でそれぞれ法律を制定するので、プライバシーについても多数の法律がある。これまでにそのいくつかについては、論じたことがある。例えば、次のような法律である。
- Fair Credit Reporting Act of 1970, Privacy Act of 1974, Family Educational Rights and Privacy Act of 1974, Right to Financial Privacy Act of 1978, Cable Communications Policy Act of 1984, Electronic Communications Privacy Act of 1986, Video Privacy Protection Act of 1988, Telephone Consumer Protection Act of 1991, Driver's Privacy Protection Act of 1994, Telecommunications Act of 1996, Health Insurance Portability and Accountability Act of 1996, Children' Online Privacy Protection Act of 1998, Financial Services Modernization Act of 1999, Homeland Security Act of 2002, E-Government Act of 2002, etc.
- これらの制定法から学ぶところは大きい。
- 2018年のICDPPC(International Conference of Data Protection and Privacy Commissioners)で、アメリカのAppleのTim Cookから法律制定の必要性について発言があった。これを取り上げている論稿の一部を次に紹介する。私のスピーチも紹介している。

- 2018/11/14 06:00 加藤 尚徳[著]
- Apple、Facebookが連邦法によるデータ保護を支持—プライバシーコミッショナー会議で世界初、日欧による越境データ流通の相互承認
- 【途中引用】
- Apple、Facebook連邦法によるデータ保護を支持
- 今年のICDPPC2018開催前から注目されたポイントが、Apple、Facebook、Googleによるキーノートスピーチでした。2018年5月25日に、GDPR（General Data Protection Regulation、一般データ保護規則）の全面適用が開始され、EUのデータ・プライバシー保護が強化される中で、いわゆるGAFA（Google、Apple、Facebook、Amazon）がどのような姿勢を示すかに注目が集まりました。特に、CA（ケンブリッジリアリティカ）問題以降、複数のパーソナルデータの漏洩が重なるFacebookが、EUのお膝元、EUの主要機関が集まるブリュッセルでどのような発言をするかはIT Giantと世界各国のデータ保護当局との関係性を占う貴重な機会でした。

Enterprise Zine (つづき)

- 第一の注目ポイントは、AppleのCEO、ティム・クック氏によるキーノートスピーチでした。ティム・クック氏の第一声は「プライバシーは基本的人権である」というものでした。EUがGDPRをはじめとしてデータ・プライバシー保護における、最も重要な理念である「基本的人権 (Fundamental Human Rights)」をAppleも共有していることを宣言したのです。次に、ティム・クック氏はウォーレンとブランドイスが1890年にハーバードローレビューで発表した“The Right to Privacy”を紹介し、プライバシー保護の原点が米国にあり、長きにわたって米国においてプライバシー保護が検討されてきたことを示しました。プライバシーの保護が欧米における共通の認識であることに議論がないことを示したと言えます。GDPRによるプライバシー保護を支持

Enterprise Zine (つづき)

- すると共に、世界各国の当局と誠実に対話を行っていることも明らかにしました。この各国の中には日本も含まれており、しっかりと説明されていました。その上で、米国におけるデータ・プライバシー保護のための連邦法成立の議論にふれ、これを支持することを明言したのです。更に、Appleによるデータ・プライバシー保護のために、①データの最小化、②知る権利、③アクセス権(データはユーザーのもの)、④セキュリティの権利、の4つの主要な指針が示されました。ティム・クック氏のスピーチが終わると、会場は大きな拍手に包まれました。
- 【中略】

加藤尚徳氏撮影 ICDPPC2018パブリックセッション様子 会場は欧州議会の議場、欧州側のこのイベントの力の入れ方がよくわかる。



加藤尚德氏撮影 Tim Cook氏



Enterprise Zine (つづき)

- 世界初、日欧による越境データ流通の相互承認
- 第三の注目ポイントは、堀部政男個人情報保護委員会委員長によるEDPBによるサイドイベントでの講演です。EDPB (European Data Protection Board、欧州データ保護委員会)は、GDPR第68条を設置の根拠とするEUの組織です。各構成国につき1名の監督官の筆頭者及び欧州データ保護監督官の筆頭者またはそれらの代理者によって構成され、GDPRの適用状況について監視する責任を有しています。そのEDPBが、欧州委員会の会議場で開催したサイドイベントということで、サイドイベントといえども実質的にパブリック・セッションに準じるような規模や内容のプログラムでした。参加者も500名を超えたとのことで、非常に注目度の高いイベントでした。

Enterprise Zine (つづき)

- このサイドイベントにおいて、我が国の個人情報保護委員会の堀部政男委員長が講演を行いました。堀部委員長のスピーチにおいて、特に注目すべき点は3点です。1つ目は、個人情報保護委員会が独立した監督機関であるという点が強調されたことです。個人情報保護委員会が世界のプライバシー・コミッショナーに比して遜色のないものであることが説明されました。2つ目は、Facebookに対して、行政指導を行ったことが紹介されたことです。そして、3つ目として、欧州との間で越境データ流通に関する世界で初めての相互承認を行う予定であることです。GDPRにおける十分性認定に向けた交渉を進めていることにふれ、一方で、欧州に対して日本側も同等の水準にあると認定する(個人情報保護法第24条における「個人の権利利益を保護する上で我が国と同等の水準にあると認められる個人

Enterprise Zine (つづき)

- 情報の保護に関する制度を有している外国として個人情報保護委員会規則で定めるもの」)準備を進めている点が紹介されました。仮に、欧州側、日本側の双方でこのような承認がなされたすると、おそらく世界初となるデータ保護に関する国際的な相互承認の仕組みになるのではないかとのことです。

サイドイベントにて講演を行う堀部政男個人情報保護委員会委員長
(筆者撮影)。用意された聴講席は満席になった



Enterprise Zine (つづき)

- 今後のデータ・プライバシー保護をどのように考えるか、日本の立ち位置は？
- ICDPPC2018を総括すると、今後の世界的データ・プライバシー保護の在り方がはっきりした会議であったと言えるでしょう。特に、GDPRが一つの基準になって、少なくともGDPR相当の水準による保護が世界的に求められることは間違いないでしょう。独自の道を歩んできた日米欧が、一つの同じ道を歩み始めようとしている、そんな印象をもつ会議でした。
- 米国は、Apple、Facebookが支持を表明したような連邦法を検討せざるを得なくなるでしょう。GDPRにおける十分性認定について相当に前向きな評価を貰った日本は、今後の法改正によって、これらの最低限の基準を満たすように法改正を進めていく必要が生じるでしょう。そして、何より、可能性として捉えて置いた方が良い点は、米国はこれを一つの機会として、GDPR以上のデータ・プライバシー

Enterprise Zine (つづき)

- 保護の仕組みを検討するかも知れないということです。もともと、FTCによる執行は世界で以て最も厳しい水準にあると言われていています。これに外形的な法制度が揃うことによって、欧州以上の厳格な法制度と執行の仕組みが整う可能性があります。現に、競争法や租税法の領域では、米国はそのような仕組みを有しているわけです。「米国においてはパーソナルデータの利活用は原則自由に行える」というような幻想は早々に捨てるべきでしょう。さもないと、欧州市場だけでなく、米国市場においても、日系企業は当局による執行のターゲットになり得ます。米国において、日系企業が制裁金を課せられてきた歴史を忘れてはいけません。
- 今後の本連載では、以上のような世界的な潮流を中心として、IoTのデータ利活用においてどのような具体的な対応を行っていけば良いのか、更に解説していきたいと思えます。